


所管部課	社会教育部 中央図書館	部長	小俣 学		
件名	東大和市立図書館処務規則の一部を改正する規則について				
		区分		1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立図書館条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市立図書館処務規則について、地区図書館に指定管理者制度を令和4年4月1日から導入することにより、一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分掌事務に指定管理者に関することを追加する。 ・指定管理者が管理を行う地区図書館について、本規則を適用除外とする。 <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度を導入することにより、地区図書館の開館日及び開館時間等が拡充されサービスの向上を図ることができる。 					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月24日 令和3年第12回教育委員会定例会において「東大和市立図書館処務規則の一部を改正する規則」について、承認済み。 ・文書課において審査済み 					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。